

令和 2 年度 労働報酬下限額についての意見要旨

項目		意見
労働報酬下限額全般について		工事請負契約、委託・指定管理協定の下限額設定の考え方に異議はありません。特に委託・指定管理については、中小企業の経営実態、地域経済に及ぼす影響から考えて1,050円が妥当な金額と思います。 近年、企業の収益や持続的な改善や生産向上が伴わない中で、最低賃金は大幅に引き上げられており、経営基盤が脆弱での影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存在自体も危うくなっている状況についてもご認識いただきたい。
工事について	労働者等・一人親方について	東京都の公共工事設計労務単価の90%にすることは、条例が制定されている自治体の中でも最高水準であり、問題ないものと考えます。また、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない4職種については、4職種とも近い職種であり、下限額も相対的に高いものに当てはめられており問題ないものと考えます。
	未熟練工について	未熟練工の下限額を軽作業員の70%とすることについては問題ありません。 一方、多摩市では、公共工事の品質を確保する観点から、「熟練労働者」を労働者数の比率8割以上としています。公共工事の品質を確保するためにも、未熟練労働者の割合を2割ぐらいまでというルールはいかがでしょうか。
委託、指定管理協定について	委託、指定管理協定全般について	目標水準については、世田谷区のように、行政職給料表の(二)ではなく、(一)を基準にするのはいかがでしょう。
		すぐにではなくても、順次、職種別の労働報酬下限額の設定の議論が必要であるものと考えます。